

区域指定等申出手続き及び提出書類

1 事前協議申請書類の提出

(1) 区域指定等を申し出る者（以下、「申出者」という。）は、事前協議申請書類として、開発相談票のほかに、区域指定等申出事前協議申請書（第1号様式）を都市計画課開発指導担当に提出します。

【事前協議申請書類】

※(1)(2)様式は市ホームページからダウンロードしてお使いください。詳細は第3号様式裏面「区域指定申出添付図書一覧」を参照の上、図面の作成要領は「開発許可申請の手引き」（市ホームページ）の説明も参照ください。(3)以降に示すもの以外の添付書類が必要となった場合は、指示をさせていただきます。ご不明な点をご相談ください。

(1) 開発相談票（添付書類は以下(3)以降とします）	1部
(2) 区域指定申出事前協議申請書（第1号様式）	1部
(3) 事業概要書	1部
(4) 土地全部事項証明書（写し）	1部
(5) 土地権利者（所有権）の同意書（印鑑証明書添付）（写し）	1部
(6) 開発区域位置図（適合の場合も同様）	1部
(7) 公図の写し	1部
(8) 現況図	1部
(9) 土地利用計画図	1部
(10) 造成計画平面図	1部
(11) 排水施設計画平面図（汚水・雑排水・雨水）	1部
(12) 予定建築物の図面（建築確認申請に添付する配置図・平面図・立面図及び床面積計算書）	1部
(13) 土地の売買契約書、地権者の土地譲渡（賃貸）承諾書等の写し	1部

(2) 都市計画課開発指導担当は、提出された事前協議申請書類について、庁内調整及び合意形成を経て、区域指定等申出事前協議回答書（第2号様式）を交付します。

2 申出書類の提出

申出者は、区域指定等申出事前協議回答書（第2号様式）により適合（区域指定可能）とされたものについて、下記の申出書類を正本1部作成し、都市計画課開発指導担当に提出します。

【申出書類】

※様式は市ホームページからダウンロードしてお使いください。
詳細は様式裏面「区域指定申出添付図書一覧」を参照ください。
また、図面の作成要領は「開発許可申請の手引き」の説明も参照ください。

- | | |
|---|----|
| (1) 区域指定等申出書（第3号様式） | 1部 |
| (2) 事業概要書 | 1部 |
| (3) 公共施設の管理者への相談の記録 | 1部 |
| (4) 土地全部事項証明書 | 1部 |
| (5) 土地権利者（所有権）の同意書（印鑑証明書添付） | 1部 |
| (6) 排水施設管理者の同意（管理者が市の場合は除く） | 1部 |
| (7) 農用地除外証明書 | 1部 |
| (8) 開発区域位置図（適合の場合も同様） | 1部 |
| (9) 公図の写し | 1部 |
| (10) 現況図 | 1部 |
| (11) 求積図 | 1部 |
| (12) 土地利用計画図 | 1部 |
| (13) 造成計画平面図 | 1部 |
| (14) 造成計画断面図 | 1部 |
| (15) 排水施設計画平面図（汚水・雑排水・雨水） | 1部 |
| (16) 排水施設構造図（汚水・雑排水・雨水） | 1部 |
| (17) 雨水流量計算書 | 1部 |
| (18) 予定建築物の図面（建築確認申請に添付する配置図・平面図・立面図及び床面積計算書） | 1部 |
| (19) 許可履歴書類の写し（開発許可・建築確認通知書等） | 1部 |
| (20) 土地の売買契約書、地権者の土地譲渡（賃貸）承諾書等の写し | 1部 |
| (21) その他市長が必要と認めるもの | |

3 住民説明の実施及び報告等

申出者は、区域及び建築物の用途の指定に先立ち、区域内及び区域周辺の住民を対象に、事業の概要（目的、事業区域、土地利用の詳細など）について、住民説明を行い、その結果を住民説明報告書（第4号様式）により都市計画課開発指導担当に報告します。

4 区域の決定

都市計画課開発指導担当は、上記3までの手続きの終了後、上尾市都市計画審議会に意見聴取を行います。その後、埼玉県開発審査会の意見聴取を経て、区域の決定となります。

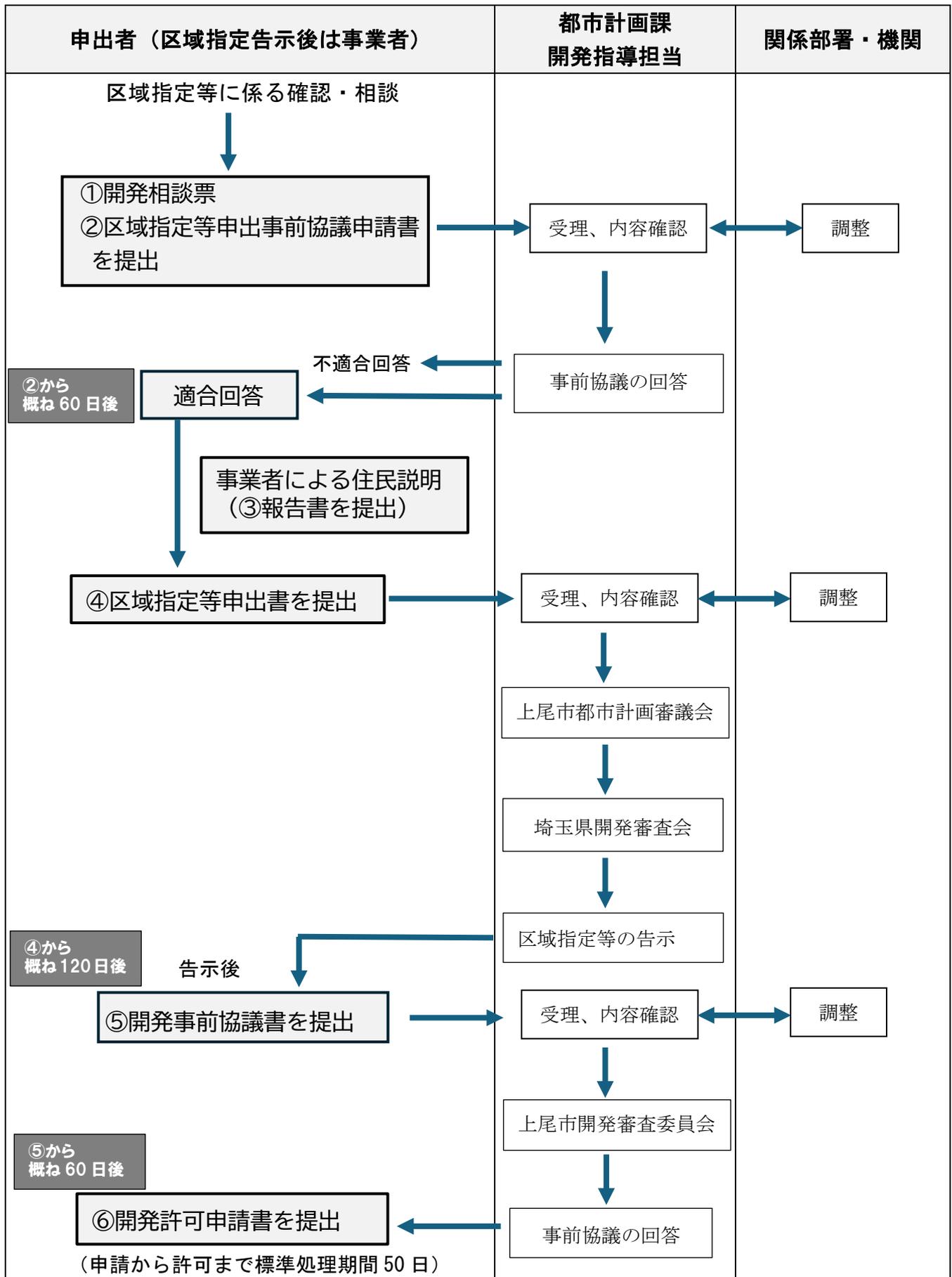
市長は、決定された指定区域及び建築物の用途について、告示を行います。

事業者（区域指定の決定を受けた申出者）は、告示後に、開発許可申請の手続きに入ります（開発行為に関する事前手続に関する要綱第1号様式の事前協議書、都市計画法第29条関係の開発行為許可申請書等）。

5 取下、変更及び廃止

- (1) 申出者は、やむを得ない事由により、申出を取り下げたい場合は、告示前までに取下書（第5号様式）を市長へ提出します。
- (2) 告示後に区域指定等を廃止する場合は、事業者は、区域指定等廃止届（第6号様式）を市長へ提出します。
- (3) 事業者は、現行の指定内容に変更が生じる場合は、あらためて区域指定等申出の手続きを行います。
- (4) 上記(2)(3)について、市長は、指定運用方針の規定に基づき、区域指定等の変更及び廃止の手続きを行います。

区域指定等のフローチャート



※処理期間は目安であり、各協議状況等に応じて前後する可能性があります。